

釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和4年1月13日(金) 14:00

発表項目	令和4年「高齢者の雇用状況」集計結果について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
	月 日 () 時 分	発表場所	
概要	<p>高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日時点の高齢者の雇用状況の報告を求めています。</p> <p>さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」といった雇用による措置や、「業務委託契約の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」（高齢者就業確保措置）という雇用以外の措置のいずれかを講じるよう努めることを義務付けています。</p> <p>釧路公共職業安定所では、この「高齢者雇用確保措置」の実施状況など、令和4年「高齢者雇用状況等報告」（令和4年6月1日時点）の集計結果をまとめましたので、報道方よろしくお願いたします。</p> <p>なお、今回の集計結果は、この雇用状況を報告した管内の従業員21人以上の企業430社の状況をまとめたものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【主なポイント】</p> <p>I 65歳までの高齢者雇用確保措置のある企業の状況</p> <p>① 65歳までの雇用確保措置のある企業は99.5%（対前年1.2ポイント増加）</p> <p>② 65歳定年企業は22.3%（対前年1.8ポイント増加）</p> <p>II 66歳以上働ける企業の状況</p> <p>① 70歳までの就業確保措置のある企業は30.9%（対前年1.1ポイント増加）</p> <p>② 66歳以上働ける制度のある企業は38.8%（対前年0.3ポイント減少）</p> <p>③ 70歳以上働ける制度のある企業は38.4%（対前年変動無し）</p> <p>④ 定年制廃止企業は5.6%（対前年0.6ポイント減少）</p>		
参考	詳細は、別添のPress Releaseを参照して下さい。		

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当(連絡先)	釧路公共職業安定所職業相談第一部門（担当者：大村） TEL：0154-41-1201（音声コード41#） 釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課（担当者：清原） TEL：0154-43-9183（直通）		
---------	--	--	--

釧路公共職業安定所発表
令和5年1月13日(金)

担	釧路公共職業安定所
当	所長 鎌田 英一 統括職業指導官 酒井美智子 電話 0154 (41) 1201 (内線41#)

令和4年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

釧路公共職業安定所(所長 鎌田 英一)では、このたび、令和4年「高年齢者雇用状況等報告」(令和4年6月1日現在)を取りまとめましたので、公表します。

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

- ① 65歳までの雇用確保措置のある企業は99.5%
- ② 65歳定年企業は22.3%

II 66歳以上働ける企業の状況

- ① 70歳までの就業確保措置のある企業は30.9%
- ② 66歳以上働ける制度のある企業は38.8%
- ③ 70歳以上働ける制度のある企業は38.4%
- ④ 定年制廃止企業は5.6%

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」(高年齢者雇用確保措置)のいずれかの措置を、65歳まで講じるよう義務付けています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」といった雇用による措置や、「業務委託契約の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」(高年齢者就業確保措置)という雇用以外の措置のいずれかを講じるよう努めることを義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業430社から報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和4年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

今後とも、生涯現役社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、これらの措置を実施していない企業に対して、必要な指導及び助言を実施していきます。

なお、集計結果の主なポイントは次ページ以降をご参照ください。

1 管内における高齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況 <表 1>

高齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は99.5%となっている。雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.5%となっている。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

(参考:北海道)

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)		①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	428	2	430	企業数	9,266	8	9,274
	(412)	(7)	(419)		(9,083)	(45)	(9,128)
割合	99.5%	0.5%	100.0%	割合	99.9%	0.1%	100.0%
	(98.3%)	(1.7%)	(100.0%)		(99.5%)	(0.5%)	(100.0%)

※()内は、令和3年6月1日現在の数値。

(2) 雇用確保措置の内訳 <表 2>

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業の割合は5.6%となっている。
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業の割合は25.7%となっている。
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業の割合は68.7%となっている。

表2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導	合計(①+②+③)
企業数	24	110	294	428
	(26)	(97)	(289)	(412)
割合	5.6%	25.7%	68.7%	100.0%
	(6.3%)	(23.5%)	(70.1%)	(100.0%)

※()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢が65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

(3) 継続雇用確保措置のある企業の状況 <<表3>>

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業の割合は85.7%となっている。
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)の割合は14.3%となっている。

表3 継続雇用制度の内訳 (社、%)

	①希望者全員 65歳以上の 継続雇用制度	②基準該当者 65歳以上の 継続雇用制度	合計(①+②)
企業数	252	42	294
	(245)	(44)	(289)
割合	85.7%	14.3%	100.0%
	(84.8%)	(15.2%)	(100.0%)

※()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「合計」は表2の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

2 65歳定年企業の状況

定年を65歳とする企業の割合は22.3%となっている。<<表4>>

3 定年制廃止企業等の状況

定年制の廃止企業の割合は5.6%となっている。<<表4>>

表4 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況 (社、%)

	①定年制の 廃止	②65歳以上定年			合計(①+ ②)	報告した全 ての 企業
		65歳	66~69歳	70歳以上		
		企業数	24	96		
	(26)	(86)	(0)	(11)	(123)	(419)
割合	5.6%	22.3%	0.0%	3.3%	31.2%	100.0%
	(6.2%)	(20.5%)	(0.0%)	(2.6%)	(29.4%)	(100.0%)

※()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※②「65歳以上定年」は表2の「②定年の引上げ」に対応している。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

4 管内における就業確保措置の実施状況

就業確保措置の実施済企業の割合は30.9%となっている。《表5》

表5 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み					②就業確保措置相当の措置実施	③その他未実施	合計④ (①～③)
	定年廃止	定年の引き上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入				
企業数	133 (125)	24 (26)	14 (11)	95 (88)	0 (0)	1 (3)	296 (291)	430 (419)
割合	30.9% (29.8%)	5.6% (6.2%)	3.3% (2.6%)	22.1% (21.0%)	0.0% (0.0%)	0.2% (0.7%)	68.8% (69.5%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引き上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※「②就業確保措置相当の措置実施」とは、「①70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

5 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上働ける制度のある企業の割合は38.8%となっている。《表6》

表6 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	①定 年制 の 廃止	②66歳 以上 定年	③希望 者全員 66歳以 上 継続雇 用	④基準 該当者 66歳以 上 継続雇 用	⑤その他 66歳 以上まで 働ける制 度	合計① (①～ ③)	合計② (①～ ④)	合計③ (①～ ⑤)	報告した 全ての企 業
企業数	24	14	45	51	33	83	134	167	430
	(26)	(11)	(38)	(53)	(36)	(75)	(128)	(164)	(419)
割合	5.6%	3.3%	10.5%	11.9%	7.7%	19.3%	31.2%	38.8%	100.0%
	(6.2%)	(2.6%)	(9.1%)	(12.6%)	(8.6%)	(17.9%)	(30.5%)	(39.1%)	(100.0%)

※()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

(2) 70歳以上働ける制度のある企業の割合は38.4%となっている。《表7》

表7 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	①定年 制の 廃止	②70歳 以上 定年	③希望 者全員 70歳以 上 継続雇 用	④基準 該当者 70歳以 上 継続雇 用	⑤その他 70歳 以上まで 働ける制 度	合計① (①～ ③)	合計② (①～ ④)	合計③ (①～ ⑤)	報告した 全ての企 業
企業数	24	14	43	52	32	81	133	165	430
	(26)	(11)	(35)	(53)	(36)	(72)	(125)	(161)	(419)
割合	5.6%	3.3%	10.0%	12.1%	7.4%	18.8%	30.9%	38.4%	100.0%
	(6.2%)	(2.6%)	(8.4%)	(12.6%)	(8.6%)	(17.2%)	(29.8%)	(38.4%)	(100.0%)

※()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す